

Ⅱ 農業の部

1 農業構造

解説

ここには、「2020年農林業センサス」の農林業経営体調査結果から、農業経営体に関する統計を掲載した。

(1) 農林業経営体調査の概要

ア 調査の目的

2020年農林業センサスは、農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

イ 調査対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（組織の場合は代表者）を対象にした（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設、その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。）。

ウ 調査期日

令和2年2月1日現在

エ 調査方法

農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員—調査対象の実施系統で行い、統計調査員が、調査対象に対し調査票を配付・回収する自計調査等により実施した。

(2) 用語の定義

【農業経営体】

農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

(ア) 露地野菜作付面積 15 a

(イ) 施設野菜栽培面積 350 m²

(ウ) 果樹栽培面積 10 a

- (エ) 露地花き栽培面積 10 a
- (オ) 施設花き栽培面積 250 m²
- (カ) 搾乳牛飼養頭数 1 頭
- (キ) 肥育牛飼養頭数 1 頭
- (ク) 豚飼養頭数 15 頭
- (ケ) 採卵鶏飼養羽数 150 羽
- (コ) ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
- (サ) その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売金額 50 万円に相当する事業の規模

ウ 農作業の受託の事業

個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。
法人化している （法人経営体）	農業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人を含む。）。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
有限会社	旧有限会社法（昭和13年法律第74号）に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。

各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO 法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。 財産区とは、地方自治区（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 8 割以上の経営体をいう。
単一経営経営体以外	準単一複合経営経営体（農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割以上 8 割未満の経営体をいう。）及び複合経営経営体（農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割未満の経営体をいう。）を合わせた経営体とした。
農業生産関連事業	「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」、「再生可能エネルギー発電」などの農業生産に関連した事業をいう。
農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
消費者に直接販売	自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。
小売業	自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インタ

	<p>一ネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。) 事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。なお、自らが経営に参加していない直売所等は含まない点で、「消費者に直接販売」とは異なる。</p>
観光農園	<p>農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ料金を得ている事業をいう。</p>
貸農園・体験農園等	<p>所有又は借り入れている農地を第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。</p> <p>なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。</p>
農家民宿	<p>農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。</p>
農家レストラン	<p>農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。</p>
海外への輸出	<p>農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。</p>
再生可能エネルギー発電	<p>農林地等において再生することが可能な資源（バイオマス、太陽光、水力等）から発電している事業をいう。</p>

【経営耕地】

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

ア 経営耕地の取扱い方

(ア) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。

(イ) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。

(ウ) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負

う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

- (エ) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (オ) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (カ) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (キ) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (ク) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

イ 耕地の取扱い方

- (ア) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (イ) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。
- (ウ) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (エ) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (オ) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。
また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (カ) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (キ) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (ク) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、つばきなどの栽培地は耕

地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

ア 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。

イ ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。

なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っている畑とした。

畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

また、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り換えて利用する畑）など不安定な土地も畑に含めた。

樹園地

木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。

花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

畑のうち牧草専用
地

牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。

ア 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。

イ 草地造成により造成した牧草地はここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。

【個人経営体】

主業経営体

農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

準主業経営体 農外所得が主（世帯所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

副業的経営体 調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

【総農家】

農家 調査期日現在で、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

販売農家 経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

自給的農家 経営耕地面積が 30 a 未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。